

令和3年度財政援助団体等監査 措置状況報告書

部局名：区長部局

1 指摘事項

(1) ア	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（健康福祉計画課）
指 摘 事 項	
区からの貸与物品について、2年度の現物確認が行われていなかった。団体は、現物確認を毎年度実施し、結果について区に報告されたい。	
所 属 名	措 置 状 況
健康福祉計画課	<p>区からの貸与物品について、令和2年度の現物確認がされていなかった件については、令和3年12月に現物の確認を行い、目黒区社会福祉事業団から報告を受けた。</p> <p>今後は、毎年度確認を行い、報告をするように指導するとともに、区としてのチェック体制を確立する。</p>

(1) イ	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（健康福祉計画課）
指 摘 事 項	
2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る慰労金対象者の口座への入金事務において、誤って他の職員の口座に入金をしたものがあった。該当職員からの申出を受け修正の措置をしたが、今後このようなことがないよう原因を究明し、必要な改善措置を講じられたい。	
所 属 名	措 置 状 況
健康福祉計画課	<p>ご指摘いただいた内容は、2年度に東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（高齢分）に係る慰労金について、誤って違う職員（同姓同名者）に入金したものである。</p> <p>これは、振込前の確認が充分に行われていなかったことから起こったもので、今後は、振込前にデータを確認するとともに、複数人で確認していくように指導し、区としても定期的に確認を行うこととする。</p>

(1) ウ	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（障害施策推進課）
指 摘 事 項	
<p>心身障害者センターあいアイ館について、区が2年度中に購入し、貸付けした備品について、財務情報システムによる貸付処理及び年度協定の変更がされていなかった。また、管理業務対象施設である「文化事業室」は2年度途中で廃止されたが、基本協定の変更がされていなかった。障害施策推進課は、協定の内容に変更が生じた場合は、団体と協議の上で、速やかに手続をされたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
障害施策推進課	<p>令和2年度中の備品の購入、貸付や文化事業室の廃止に伴い、基本協定及び年度協定の内容に変更が生じたが、必要な手続を行っていなかった。</p> <p>指摘後、法人と協議を行い、令和4年1月14日付けで変更を行った。今後は変更が生じた場合、速やかに対応を行う。</p>

(2) ア	公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）
指 摘 事 項	
<p>区からの貸与物品について、対象物品のうちの一つが貸付契約書の貸付けリストから漏れていた。文化・交流課は、前回の指摘事項に係るものであることから、貸与物品の現況を改めて点検、確認し、正確に把握した上で貸付契約書の修正を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	<p>前回の指摘事項でもあることから、今後については双方で厳重に点検、確認し、正確な貸付契約書を送る。</p>

(2) イ	公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）
指 摘 事 項	
<p>前回の調査で、正味財産増減計算書とその内訳書において事業費と管理費の計上額がいずれも一致していなかったが、今回の調査でも同様のことが発生していた。共通費の配賦前か後かの違いによる不一致であり、この点については、予算書も含め、すべて配賦後の数値を正とし、これをもって一致させるようにされたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	<p>前回の指摘事項でもあることから、令和3年度以降の決算書においては正味財産増減計算書とその内訳書において、事業費と管理費の計上額を一致させ、数値の正誤について厳重に点検、確認する。</p>

(3) ア	特定非営利活動法人目黒体育協会（スポーツ振興課）
指 摘 事 項	
<p>コロナ拡大に伴い、2年度の目黒区体育祭に関して、個別の事業で実施できなかったものが多くあった。これらの事業は目黒区体育祭運営事業等負担金要綱に基づき区から負担金の交付を受けている。事業実施に係る報告書の会計報告によれば、中止に伴う区への返還金の取扱いが競技団体等の大会ごとに不統一であった。また、スポーツ振興課においては、統一的な取扱いに関する適切な管理（例えば、個々の大会での中止状況の把握、それに伴う会計処理の確認等）が行われていなかった。適切に改善措置を講じられたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	<p>事業の実施状況や会計処理等については、目黒体育協会と連絡・調整を重ねながら、適宜把握を行い、適正な処理に努める。</p> <p>なお、令和2年度の余剰金については、目黒体育協会に返還を求め、既に支払いが行われている。</p>

(3) イ	特定非営利活動法人目黒体育協会（スポーツ振興課）
指 摘 事 項	
<p>中央体育館の指定管理では、2年度協定書に定める管理経費に関して、コロナ拡大に伴う施設の休止や事業の変更等に応じた減収補填経費や感染症対策経費の追加支給に伴う変更処理が不十分であった。また、スポーツ振興課においては、変更に係る手続を適切に指導監督していなかった。適切に改善措置を講じられたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	<p>指定管理経費に変更が生じた場合は、適宜、指定管理者と協議を行いながら、適切に協定変更に係る手続を行う。</p>

(3) ウ	特定非営利活動法人目黒体育協会（スポーツ振興課）
指 摘 事 項	
<p>中央体育館の指定管理の業務に関して、専門的な業務の一部を専門業者及び専門資格者に委託している。そのうち、会計労務業務の一部に関して専門性の異なる委託があった。専門性に沿った委託業務内容となるよう改善措置を講じられたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況

スポーツ振興課	委託契約先と相談の上、業務委託の範囲を適切に見直す。
---------	----------------------------

(3) エ	特定非営利活動法人目黒体育協会（スポーツ振興課）
指 摘 事 項	
団体の会計は、体育協会部門と指定管理事業部門に区分し、体育協会部門は更に2つの会計区分に分け管理しているが、現金預金については共通かつ複数の口座が存在している。団体は、通帳残高と各会計区分の預金計上額について検証が可能になるような形式で預金調整表を毎月作成するなど、改善措置を講じられたい。	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	今後は通帳残高と各会計区分の預金計上額について検証が可能になるよう、毎月現金及び預金調整表を作成する。

(4)	東山住区住民会議（北部地区サービス事務所）
指 摘 事 項	
指定管理料の事務費のうち一部が昼食の経費に充てられていた。地区サービス事務所で作成している「住区住民会議の会計処理について」（以下「会計事務処理マニュアル」という。）のQ&Aでは、休館日等の活動日でない日に打合わせ会等へ参加する際の謝礼等の対応策が示されている。指定管理料の事務費の使途の範囲について、改めて、基本協定書及び「会計事務処理マニュアル」を確認し、これらに基づき適正な会計処理に努められたい。北部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。	
所 属 名	措 置 状 況
北部地区 サービス事務所	活動日ではない日に行った打ち合わせ等で、管理従事者に対し謝礼や茶菓・弁当を提供する際の会計処理の取扱いについて、「会計事務処理マニュアル」により区・住区住民会議ともに再度確認を行った。 今後も引き続き相互連絡を密にし、適切な会計処理に努める。

(5) ア	向原住区住民会議（南部地区サービス事務所）
指 摘 事 項	
領収書に代わるものとして、支払先の記載欄のない「支払証明書」という様式を作成し、領収書を必要とする支払の一部に使用していた。会計処理上、支出の証ひょう書類	

は領収書を徴取することが原則であり、領収書を徴することができない場合の例外として「会計事務処理マニュアル」で「支払確認書」という様式を定めている。適切な会計処理に努められたい。南部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

所 属 名	措 置 状 況
南部地区 サービス事務所	<p>会計事務については、「会計事務処理マニュアル」に沿って行うよう周知しているところであるが、今回の指摘を受けて、改めて「会計事務処理マニュアル」で定める様式を利用するよう是正させた。</p> <p>また、領収書の徴取が原則であることを従事者に周知し徹底するよう指導した。</p>

(5) イ	向原住区住民会議（南部地区サービス事務所）
指 摘 事 項	
<p>「会計事務処理マニュアル」では、指定管理料口座に生じた預金利息を補助金の雑収入として処理しなければならないとされているが、年間の預金利息が処理されていなかった。預金利息について、計上漏れのないよう努められたい。また、指定管理料の事務費は施設管理以外の事業で使用する文具や事務機器等の購入費用としては使用できないとされているが、住区住民会議の活動で使用するための領収書用紙を購入していた。指定管理料の事務費の使途の範囲について、改めて、基本協定書及び「会計事務処理マニュアル」を確認し、これらに基づき適正な会計処理に努められたい。南部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
南部地区 サービス事務所	<p>指摘を受けた預金利息については、令和3年5月10日に管理経費の口座から自主財源口座に繰り入れていたにもかかわらず、計上漏れがあったものであるが、早急に是正させた。</p> <p>その上で会計事務にあたっては、改めて「会計事務処理マニュアル」を確認させ、適正に処理するよう指導したところであるが、引き続き指導を徹底する。</p>

(6)	エコライフめぐろ推進協会（環境保全課）
指 摘 事 項	
<p>区からの貸与物品について、貸付契約書が作成されていなかった。団体と環境保全課で協議し、貸付契約の締結を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況

環境保全課	ご指摘を踏まえ、区からの貸与物品の適切な管理に向け、エコライフめぐろ推進協会と貸付契約を締結した。
-------	---

(7)	株式会社Kids Smile Project (保育課)
指 摘 事 項	
<p>保育所等賃借料補助事業補助金交付申請の際、建物賃借料の支出金額について消費税の小数点以下の端数を誤って切上げしたことにより、実際の賃借料(家賃)とは1月あたり1円の相違があった。今後は、算定に誤りのないよう努められたい。保育課は、申請内容を十分に精査し確認の上で、適切な交付事務に努めるとともに指導監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
保育課	<p>交付申請の審査に当たり、消費税込みの賃料を確認していたため、消費税の取扱いの相違に気付くことができず、誤った金額で交付決定を行った。</p> <p>今後は申請内容を十分に精査し、交付事務を適正に行う。</p>

(8)	社会福祉法人東京援護協会 (障害施策推進課)
指 摘 事 項	
<p>2年度協定書に定める管理経費の額に関して、東京都障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等補助金の交付に伴う変更処理が不十分であった。今後は適切に管理をされたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
障害施策推進課	<p>当該補助金は、施設が感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的として、施設の設置者である区が東京都へ補助金の交付申請を行い、収入している。</p> <p>補助対象となる衛生用品等の購入経費については、施設の管理経費として管理経費に上乗せして支出する必要があった。今回は、区へ管理経費の返還金が生じていたので、その返還金と当該補助金を相殺して対応を行ったが、本来は管理経費の変更処理も合わせて行う必要があった。</p> <p>今後は適切な方法で対応していく。</p>

(9) ア	株式会社東急コミュニティー (住宅課)
指 摘 事 項	

地方自治法により指定管理者に管理を行わせることができるのは「公の施設」である。公営住宅の一部について、施設の位置づけの変更が行われ公の施設でなくなったものがあるが、2年度協定書の管理施設一覧に記載されており、指定管理者の管理戸数として計上されていた。住宅課は、適切な改善措置を講じられたい。

所 属 名	措 置 状 況
住宅課	<p>指定管理者と年度協定書及び基本協定書の一部変更を締結し、管理施設一覧を変更した。</p> <p>施設の位置づけが変更となった住戸及び共用部分の管理に係る保守点検の扱いについて明記することとした。</p> <p>今後は、協定書の規定に基づき、事務処理や必要に応じた変更を適切に行う。</p>

(9) イ	株式会社東急コミュニティー（住宅課）
指 摘 事 項	
<p>基本協定では管理施設の変更については年度協定で定めるという規定がないにもかかわらず、2年度からの管理施設の変更について、年度協定書の管理施設一覧を変更したのみで、基本協定を変更していなかった。また、基本協定では計画修繕を指定できるのは区営住宅のみとなっているが、年度協定の一部変更により、従前居住者用住宅の補修工事を計画修繕に追加していた。住宅課は、基本協定に関する事務処理や必要に応じた変更を適正に行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
住宅課	<p>指定管理者と基本協定書の一部変更を締結し、管理施設一覧の変更及び計画修繕業務の範囲を「区営住宅」から「区営住宅等」に変更し、区営住宅以外の管理施設も計画修繕可能とした。</p> <p>今後は、協定書の規定に基づき、事務処理や必要に応じた変更を適切に行う。</p>

(9) ウ	株式会社東急コミュニティー（住宅課）
指 摘 事 項	
<p>指定管理者との協定締結は、目黒区事案決定手続規程により区長が決定することとなっているが、年度協定の締結が部長により決定されていた。住宅課は規程に基づく事務処理を徹底されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況

住宅課	目黒区事案決定手続規程に基づく適切な措置を徹底するよう課内周知を行った。
-----	--------------------------------------

(9) エ	株式会社東急コミュニティー（住宅課）
指 摘 事 項	
基本協定書に定める管理物品について、指定管理者から元年度中に管理物品の変更の報告を受けていたが、2年度協定書に定めていなかった。住宅課は、貸与物品の点検・確認を行って現況を正確に把握した上で、速やかに変更の手続きをされたい。	
所 属 名	措 置 状 況
住宅課	貸与物品の点検・確認を行い、現況を正確に把握した上で、指定管理者と年度協定書の一部変更を締結し、管理物品の変更をした。 今後は、協定書の規定に基づき、事務処理や必要に応じた変更を適切に行う。

2 意見・要望事項

(1) コロナに伴う対応について

意見・要望事項	
<p>2年に発生したコロナの拡大に伴う初期の対応では、区が関係する事業やサービス提供の休止、運営する施設の休館などが急ぎよ決まった。これに伴って、指定管理者、補助金等交付事業の実施団体が、サービス利用者、関係する団体や個人等との連絡や調整を工夫しながら行った。例えば、会議室等の利用中止にあっては、指定管理の担当者が互いに連絡し、あるいは打合せの機会を設けて確認し合い、利用予定者へ伝える内容に相違が生じないように注意して進めていた。また、福祉施設では、コロナへの対処を区及び保健所と協議しながら進めていた。</p> <p>初期の対応を経て、コロナの特徴や取組等の事実認識に基づく国の基本的対処方針や都の対応が適時に発出され、指定管理者や補助金等交付事業の実施団体では、区担当所管課と調整等をしながら、事業の再開や代替策の構築等に取り組んできた。</p> <p>代替策では、例えば、ICTを有効活用したりリモートの取組があった。会議や講義、面会での活用、事業や活動の紹介、人材確保での活用など、国際交流事業、福祉施設、福祉事業、公営住宅運営等でそれぞれ生かされてきた。そのための環境整備に一定の経費と労力を要してきたことがうかがえた。また、別の取組では、これまでコミュニティ活動の中で培ってきた関係団体とのつながりをもととしながら、事業目的を達成するため関係団体の協力を得てサービス利用者への事業を展開する例もあった。</p> <p>なお、コロナの波ごとに対処の異なる側面も多かったが、3年度に入ると方策も増えてきている。多様な取組が実践されるためには、指定管理施設所管課や補助金等交付事業所管課が団体との間で、臨機に連絡や調整を重ねながら迅速的確に進めることが重要である。各所管課においては、団体のコロナ対応がどうなっているか状況把握を適宜行いながら、効果的な事業展開に資するよう調整等に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(指定管理施設所管課、補助金等交付事業所管課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
各地区 サービス事務所	<p>近年の通信回線の高速化やスマートフォンの普及が急速に進む中、コロナ禍において住区会議室を使用する地域コミュニティ活動の場面でもリモート会議など、ICTを活用した新たな取組みが求められている。こうした状況を踏まえ、住区会議室にWi-Fi（無線LAN）を設置し、Wi-Fi環境の整備を行った。</p> <p>引き続き、更なるICTの利活用を進めるため、団体のコロナ対応の状況把握を適宜行いながら、団体の地域コミュニティ活動が効果的・効率的な活動につながるよう事業展開に努める。</p>

文化・交流課	ご意見を踏まえ、今後も各外郭団体と連絡調整を進めながら、効果的な事業展開が行えるように努める。
スポーツ振興課	令和4年度についても新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが想定される。そうした中、引き続き、各体育施設におけるコロナ対応についての状況の把握を適宜行いつつ、必要に応じて調整を行い、効果的な事業展開に資する環境づくりに努める。
健康福祉計画課	コロナ禍に伴う対応については、指定管理者において、面会、研修、人材確保など、ICTを有効活用したりリモートの取組を行っている福祉施設もある。 今後も指定管理者の取組の状況を支援していく。
高齢福祉課 障害施策推進課	引き続き施設の状況を把握し、指定管理者と連携しながら取り組んでいく。
保育課 保育計画課	緊急事態宣言が解除された令和3年10月1日より、保育課保育指導係による各保育施設への巡回指導を再開し、新型コロナウイルス感染症への対策について、相談指導を行っている。 また、コロナ感染拡大の状況を受け、各保育施設を対象としたコロナ感染拡大防止補助金について拡充を行った。 引き続き、保育施設の安定した運営を継続するため、団体との連絡調整を適時・適切に行い、状況把握に努める。
住宅課	毎年、運営評価の際に提出される事業報告書により、指定管理者のコロナ対応について報告を受けている。 また、毎月、指定管理者と事務連絡会を開催しており、コロナ対応を含めた状況把握を行っている。 今後も状況把握を適宜行いながら、効果的な事業展開に資するよう調整等に努める。
環境保全課	ご意見を踏まえ、団体のコロナ対応について適時適切な状況把握及び連絡調整を行うことにより、効果的な事業展開を図る。

(2) 指定管理及び補助金等交付事業の実績報告に係る収支関係資料等での状況把握について

意見・要望事項
指定管理及び補助金等交付事業では、団体からの実績報告に係る収支関係資料等が提出され、事業の性質及び目的等に応じて、最終的な支払額の決定等がされる事項がある。また、関係の財務諸表の提出により、団体としての財務状況を把握することができる場所である。

2年に生じたコロナの拡大に伴い、施設運営や事業実施に係る様々な変更や新たな取組も行われてきていたことがうかがえる。また、3年度末の策定に向けた基本計画案では、区政運営方針を大きく3点掲げているが、その中で、公民連携の推進を施策立案の視点のひとつとしており、進めて行くこととして、「地域課題を解決するためのパートナーとして、目的・目標を共有した団体等との連携・協力体制のもと、相乗効果をもたらすよう互いの主体的な取組」などを盛り込んでいる。

コロナ後の社会の変化、区における公民連携の推進に伴い施策展開の変化も今後想定される中で、指定管理料や補助金等における算定根拠について、見直しが必要になることも考えられる。そのため、担当所管課では、現在行われている指定管理料や補助金等交付事業での収支に係る実績の確認に当たり、現行の算定根拠に関して相違が生じていないかという観点で、団体で作成される財務諸表を含めた収支関係資料等に基づき再点検を行うことも大切である。例えば、指定管理者については5年などの指定期間の節目において、また、補助金等においては毎年度末において、再点検のもと、所管課で設定した算定根拠の精査などを行うことにも、共通的な取組手法を検討しながら、取り組まれない。

なお、補助金等や指定管理に係る事業の報告書等について、団体と担当所管課との間で送付と受領が確認できる手続を適切に行うよう改めて留意されたい。

(経営改革推進課、財政課、健康福祉計画課、障害施策推進課、住宅課、指定管理施設所管課、補助金等交付事業所管課)

所 属 名	措 置 状 況
企画経営課 財政課	補助金等に係る予算執行上の留意事項として、目黒区補助金交付規則に基づく適切な措置を講じるよう各部局へ周知しているところであるが、ご意見を踏まえ、共通的な取組手法について調査・検討を行っていく。
健康福祉計画課	指定管理料、補助金等については、コロナ感染症拡大の状況など社会状況を踏まえた対応も検討する必要があると認識している。本部補助金等を含めて、高齢福祉課、障害施策推進課とそれぞれが所管する福祉施設について、健康福祉部で一体的に検討していく。
障害施策推進課	指定管理料、補助金等については、他部署と確認しながら適切な方法で対応していく。また、報告書等については、送付と受領後に相手方に連絡を入れる等、双方で確認できる方法を検討していく。
住宅課	意見を踏まえ、指定管理者の5年の指定期間の節目において、資料等に基づき、再点検を行い、算定根拠の精査を検討する。

(3) 公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人に係る会計基準に照らした財務

諸表等の点検等について

意見・要望事項

元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告では、意見・要望事項のひとつとして賞与引当金及び退職給付引当金の計上に関し、補助金等交付の公益法人及び社会福祉法人における状況を確認した上で、適切な処理に向けて検討を進められたいと述べた。3年度財政援助団体等監査では、元年度に確認した法人の取組状況を改めて調査し、公益財団法人目黒区国際交流協会では行政庁の指導に基づく財務諸表注記での記載を、また、公益財団法人目黒区国際交流協会及び社会福祉法人目黒区社会福祉協議会では、賞与引当金のうち社会保険料事業主負担分が考慮されていない状況を確認した。なお、指定管理者である社会福祉法人東京援護協会でも同様であった。

引当金の計上については、例えば、地方公営企業会計制度において、引当てを義務付ける意義は「毎事業年度所要額の引当てを行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる」とされている。

公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人については、法人の健全な運営の状況が情報開示により明らかになるよう、それぞれ会計基準が設けられている。引当金は、公益法人及び社会福祉法人の会計基準に明記されているものであるが、それぞれの法人に関して定められた基準に沿い財務諸表を明らかにしていくことは、多くの人に活動が理解されるもととなる。

今回の監査においても、会計基準に照らした際に、予備費に係る内容明記、施設整備・設備整備のための補助金の取扱い及び出納簿との整合などに関して不十分な点のあることが確認された。

指定管理者や補助金等交付事業の実施団体としても、公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人が会計基準に照らした会計管理と財務諸表作成に努めることが大切である。関係する所管課においてはその励行を促すとともに、点検等の精度が高まる方策を専門家の活用や人的確保も含めて全庁調整のもとで検討することにも努められたい。

(経営改革推進課、文化・交流課、スポーツ振興課、健康福祉計画課、高齢福祉課、障害施策推進課、指定管理施設所管課、補助金等交付事業所管課)

所属名	措置状況
企画経営課	ご意見を踏まえ、財務諸表の点検等の精度を高めるための方策について、調査・検討を行っていく。
文化・交流課	ご意見を踏まえ、国際交流協会について適正な会計管理を励行するとともに、引当金の計上については、引き続き調査・検討を進める。
スポーツ振興課	会計基準に照らした会計管理及び財務諸表作成については、指定管理者及び補助金等交付事業の実施団体に対して励行を促すよう努める。 また、点検等の精度向上策については、課題の整理、調整

	などの検討に努める。
健康福祉計画課	今回、ご指摘いただいた内容については、確認するとともに、改善するよう指導して、全庁調整のもとで検討し、適切な方法で対応していく。
高齢福祉課 障害施策推進課	財務諸表の点検等については、他部署と確認しながら適切な方法で対応していく。